

現場説明書

1 工事名 市立衣笠小学校屋上改修工事
2 監督員 都市部 建築計画課 (建築)
(機械設備)

説明事項

1. 入札等に関する事項について

- (1) この工事の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、工事請負契約書又は工事請負請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は工事場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

2. 契約の保証について

契約の保証 要 ~~不要~~

契約の保証を付す場合は、落札者は、契約書等の案を提出するとともに、次の各号のいずれかの書類を提示又は提出すること。ただし、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とすること。

- (1) 契約保証金の納付を証する領収書
- (2) 契約保証金に代わる担保としての国債又は地方債等
- (3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証書
- (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証証券
- (5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の証券

3. 前払金について

前払金 する ~~しない~~
前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

4. 中間前払金について

中間前払金 する ~~しない~~
中間前払金を受けようとする場合は、申請手続が必要なので、要件を満たした旨を申し出ること。

5. 部分払について

部分払 ~~する(一回以内)~~ しない

6. 継続事業に係る工事の各会計年度別支払限度額及び前払金について

~~(1) 継続事業に係る工事の各会計年度における請負代金額の支払限度額及び前払金の上限割合は、次のとおりである。~~

会計年度	支払限度額 (請負代金額に対する割合)	前払金の上限
初年度(年度)	%	支払限度額・請負代金額の %
第2年度(年度)	%	支払限度額・請負代金額の %
第3年度(年度)	%	支払限度額・請負代金額の %

~~(2) 各会計年度における請負代金額の支払限度額は、請負者決定後工事請負契約書を作成するまでに請負者に通知する。~~

7. 契約に関する事項について

(1) 設計図書関係

- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とじし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあつては、別冊とすること。

(2) 提出書類関係

- ア 請負代金内訳書 要提出(契約締結後7日以内)
提出不要
- イ 工 程 表 要提出(契約締結後7日以内)
提出不要
- ウ 着 手 届 着手後5日以内に提出すること。
- エ 現場代理人及び主任技術者等届 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。
- オ 下請負関係書類 下請負を発注の都度、下記書類の写しを提出すること。
 - ・ 施工体制台帳
 - ・ 施工体系図
 - ・ 再下請負通知書(再下請負の発注がある場合)
- カ 直 営 工 事 届 下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

- | | | |
|-----------|----|----|
| ア 支 給 材 料 | あり | なし |
| イ 貸 与 品 | あり | なし |

(5) 条件変更等の関係

工事の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により工事内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続きを行うが、軽微なものは監督員の指示により工事内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、工期の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

- | | | |
|-----------|----|----|
| 部分引渡し指定部分 | あり | なし |
|-----------|----|----|

(8) 火災保険等の関係

- | | | |
|----------------|----|----|
| 火災保険その他保険の付保条件 | あり | なし |
|----------------|----|----|

8. 現場代理人の常駐義務について

請負代金額が500万円以上の工事について現場代理人は常駐とするが、横須賀市ホームページ＞市政情報＞入札・契約制度＞入札制度（工事）において、重複配置の特例がある場合は兼務することができる。

9. コリンスの登録について

請負者は、受注時又は変更時及びしゅん工時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、そのデータを直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) しゅん工時登録データの提出期限は、しゅん工後10日以内とする。
- (3) 施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時としゅん工までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

10. 建設業退職金共済制度への加入について

- (1) 請負者は、建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)に加入するとともに、その対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- (2) 証紙購入状況等を把握するため、当初工事請負契約代金額が500万円以上の場合は、別に定める「建設業退職金共済関係提出書」(第1号様式(建退共))及び「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」(第3号様式(建退共))を工事しゅん工時に、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」(第2号様式(建退共))を工事請負契約締結後1箇月以内に監督員へ提出すること。
共済証紙を購入した場合は、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」(第2号様式(建退共))に掛金収納書(以下「収納書」という)を添付すること。
なお、当初工事請負契約金額が500万円未満の場合においても本市が証紙購入状況を把握する必要があると認めるときは、関係資料の提出を求める場合がある。
- (3) 正当な理由がなく建退共制度に加入せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な請負者は、工事成績評価において考慮される事となる。
- (4) 下請契約における請負者に対してこの制度の趣旨を説明し、掛金相当額を請負代金中に算入するか、又は共済証紙の現物交付をすることにより、建退共制度加入並びに証紙の購入及び貼付の促進に努めること。
- (5) 前号における請負者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合は、元請負者に建退共制度加入手続及び建退共制度関係事務の処理を委託する方法もあるので、元請負者は積極的に受託するよう努めること。
- (6) 請負者は、工事現場に建退共制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識を掲示すること。

11. 施工計画書の提出について

(1) 施工計画書の作成

請負者は、契約後監督員の指示に従って施工計画書を作成し、工事着手までに提出すること。ただし、次のいずれかに該当する工事については、施工計画書の記載内容を一部省略することができる。

ア 当初請負代金額が1,000万円未満かつ当初工期が90日以下の工事

イ 契約後、直ちに現場着手を要する等の緊急工事

(2) 施工計画書の記載項目

施工計画書等記載事項は、横須賀市ホームページ>市政情報>契約・検査>検査・工事積算情報>検査情報に記載（施工計画書について）のとおりとする。ただし、請負者は、施工計画書の一部を省略した工事、監督員が必要と指示した記載項目については追加すること。

(3) 計画工程表の作成

請負者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

(4) 実施工程との比較照査

請負者は、工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに監督員へ報告すること。

12. ワンデーレスポンスの取り組みについて

(1) 本市では、請負者からの質問、協議に対して、基本的に「その日のうち」に回答するよう、ワンデーレスポンスに取り組んでいる。

なお、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを請負者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

(2) 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、請負者は協力すること。

13. 中間及び抜打ち状況調査の実施について

中間状況調査又は抜打ち状況調査は、検査員が随時行う。この場合、請負者は調査に協力しなければならない。

14. 下請負者について

(1) 下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するよう配慮すること。

(2) 下請契約を締結する際は、当該下請負者に対して法定福利費の内訳が明示された国の標準見積書等の提出を指導するとともに、提出された場合は尊重し、適切な法定福利費を含んだ契約を締結すること。

15. 一括下請けの禁止について

請負者は、本工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

16. 技術的事項について(別紙)

請負工事仕様書

工 事 名	市立衣笠小学校屋上改修工事
工事場所	横須賀市小矢部2丁目16番1号
工 期	255 日
工事概要	本工事は市立衣笠小学校屋上改修工事 であり材料・手間共一式請負とする。
工事仕様	一般共通事項及び特記仕様書は別紙による。
工事内容	屋上改修工事 ・ 防水改修 ・ 基礎、フェンス改修 ・ 発生材処理 ・ 機械設備 電気設備工事は別途工事とする。
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・ 周辺道路及び指定場所以外は、駐車を含め使用を禁止する。・ 設計書の疑義は、本市の解釈による。・ 仕様書、別紙図面、内訳書に記載なき事項でも、工事上及び技術上当然必要ある資機材は補足し、遅滞なく工事を遂行し完了させること。・ 本工事起因による周辺道路及び周辺家屋の損害は、請負業者負担により速やかに復旧すること。・ 積算基準については、横須賀市ホームページ>産業・まちづくり>都市整備>土地・建物>建築工事等の積算基準について をご確認ください。 https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4827/sekisankijyun/sekisankijyun257i.html

建築・建築設備工事 一般共通事項

令和7年4月1日

1 一般事項

(1) 共通仕様書の適用範囲

本工事は、本市契約規則等に基づき、特記によるほか、新增改築工事においては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）及び（機械設備工事編）－令和4年版－」、補修改修工事においては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）及び（機械設備工事編）－令和4年版－」に準拠する。

ただし、補修改修工事において、軽微で少量の施工個所で、安全上支障のない場合は、監督員と協議のうえ、上記仕様書に記載されている各工程の一部及び試験などを省略することができる。

(2) 軽微な変更

現場の納まり、取合いなどの関係で材料の寸法、取付け位置又は取付け工法、あるいは数量等の増減で軽微な変更は市監督員（以下「監督員」という。）との協議による。

(3) 本市指定様式

「横須賀市ホームページ」>「申請書ダウンロード」>「建築計画課の書式」にて掲載。（使用時に最新版を確認）

(4) 官公署その他への手続き

工事の施工に必要な官公署その他への手続きは、速やかに行う。これに伴う費用は本工事の請負者（以下「請負者」という。）の負担とする。

(5) 別記について

本工事にて特に必要な追加事項については別記として以下を本仕様書に添付する。

別記1 支給材料
別記2 貸与品
別記3 部分引渡し
別記4 部分使用
別記5 保険
別記6 返納すべき発生材
別記7 完成写真
別記8 メーカーリスト

2 工事現場管理

(1) 災害及び公害の防止

ア 施工中の安全に関しては、建築工事安全施工技術指針を参考に常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。

イ 工事用車輛の搬出入が頻繁な日時は専任の交通誘導員を要所に配置し、付近住民及び施設利用者等の安全な通行に努める。

ウ 工事用車輛の搬出入に起因する現場付近の道路等の汚れは随時清掃し、本工事車両に起因する損傷箇所は速やかに復旧する。

エ 作業に伴う騒音、振動、煤煙、ほこり等、又仮設物による電波、日照障害についてはあらかじめ配慮し、公害の防止に努める。

オ 騒音、振動については、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に準拠するとともに、関係法令を遵守すること。

(2) あと片付け

工事完成に際しては、工事用用地及び仮囲いの外周（1.0m）を原形に復旧する。

3 記 録

(1) 材料の品質検査

材料の品質検査は使用前に監督員の検査を受ける。又工事材料内訳書は本市指定様式により書面およびエクセルデータで提出する。

(2) 工事報告書

工事報告書（工事出来高表、工事進捗写真、工事月報、工事日報）は監督員の指示がある場合に、本市指定様式により毎月提出する。

(3) 工事記録写真

工事記録写真は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック（建築工事編・電気設工事編・機械設備工事編）令和5年版」によるほか、監督員の指示により下記を電子媒体で提出する（原則として印刷物は提出不要）。

ア 工事着手前の状況。

イ 施工中の工事進捗過程（完成まで）。

ウ 施工状況で特に報告の必要のある場合。

(4) 完成図、その他

建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事については、本工事完成引渡しと共に完成図書を電子媒体にて提出する。また、当該施設に完成図書を1部作成し引き渡す。

電子媒体はCD-RまたはDVD-Rとする。内容は完成図（しゅん工図）、施工図、製作図、製品完成図、書類等とする。

データの種類について、完成図（しゅん工図）についてはCADデータとCAD図をイメージデータ化したものとする。完成図（しゅん工図）以外についてはイメージデータ化したものとするがExcel、Wordで作成されたものについてはそれぞれのファイル形式とする。

拡張子について、CADデータはDXFまたはDWG、イメージデータはPDFとする。

提出する電子媒体について、納品前にウィルスチェックを実施し、媒体のラベルにウィルスチェックに関する情報を記載する（ウィルスソフト名、ウィルス定義、チェック日）。

4 環境への取組み

(1) 環境マネジメントシステム

請負者は、横須賀市環境マネジメントシステム(YE S)の環境方針を十分理解して、工事現場から生じる騒音、振動等の建設公害、建設廃棄物の排出による処分場への負担、熱帯材型枠の使用による地球温暖化などの環境負荷を低減するために次に掲げる事項に留意して、地球環境の保全に資するよう努めなければならない。

(2) 無石綿（アスベスト）化への対応

使用建材については、アスベストが含有するものを使用しないこと。また、下請負者を使用する場合は、同様の内容を周知し、徹底を図ること。

(3) 環境問題意識の啓発

請負者は、現場の職員、従業員及びこの工事に関連するすべての業者に対して工事管理会議などの機会を通じて、環境改善のための教育講習会を開催し、各人の環境問題意識の高揚に努めなければならない。

なお、監督員が指示した工事については、実施した教育講習の内容を工事日報、工事監理日誌などに記録して監督員に提出する。

(4) 廃棄物の適正処理等

請負者は、建設工事に伴い発生する廃棄物について、別添「建設廃棄物の取扱及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書」に基づき発生抑制、再利用・再資源化、適正処理に努める。

(5) 熱帯材型枠使用の削減
本工事で使用するコンクリート型枠用合板は、従前から使用している熱帯材を原料とする合板（熱帯材100%のもの）は使用しないものとする。
これに替わるコンクリート用型枠は、針葉樹林型枠、複合型枠（以下「複合合板型枠」という。）など熱帯材100%合板型枠以外のものから工事の作業条件等を考慮して、請負者の責任と費用負担により選択するものとする。又複合合板型枠を使用する場合は極力塗装仕上げをされたものを使用し、その型枠の転用（再使用）の増加を図る。

(6) グリーン購入法
請負者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、環境負荷の低減に資する環境物品の調達に努める。
なお、監督員が指示した工事については、「グリーン購入実績報告書」（本市指定様式）を監督員に提出する。

(7) フロン排出抑制法
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）に基づき、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止に努め、工事により発生したフロン類廃棄物は適正に処理し、フロン類回収登録業者より処理受領証明書を受け監督員に提出する。

5 その他

(1) 工事表示板等の設置
公共建築工事（又は公共建築改修工事）標準仕様書によるほか、工事請負金額1,000万円（消費税を含む）以上の工事については工事表示板を、新築工事で100㎡以上のものについては工事看板を設置する。（表示板等仕様については「申請書ダウンロード」に掲載。）

(2) 公共サイン等の表示・設置
本工事の一部に公共サイン等の表示・設置が含まれている場合は、横須賀市屋外広告物条例第26条第1項により屋外広告業の登録を受けた者又は、同条例第28条の6第3項により届出を行った者が行うこと。

メーカーリスト

R7. 4. 1

熱 源 機 器	ダイキン工業(株)／日立プラントサービス(株)／荏原冷熱システム(株)／日本キャリア(株)／川重冷熱工業(株)／三菱重工サーマルシステム(株)／パナソニック産機システムズ(株)／矢崎エナジーシステム(株)
ボ イ ラ ー	(株)I H I 汎用ボイラ／(株)前田鉄工所／(株)日本サーモエナジー／三浦工業(株)／(株)タクマ
製 缶 類	森松工業(株)／(株)ベルテクノ／積水アクアシステム(株)／ホーコス(株)／(株)エヌ・ワイ・ケイ／(株)プロテリアル
冷 却 塔	空研工業(株)／荏原冷熱システム(株)／三菱ケミカルインフラテック(株)／日立グローバルライフソリューションズ(株)／日本スピンドル製造(株)／日本キャリア(株)
ヒ ー ト ポ ン プ 式 空 気 調 和 機	ダイキン工業(株)／三菱電機(株)／日本キャリア(株)／パナソニックホールディングス(株)／日立グローバルライフソリューションズ(株)
ガ ス エ ン ジ ン ヒ ー ト ポ ン プ 式 空 気 調 和 機	ダイキン工業(株)／ヤンマーエネルギーシステム(株)／アイシン(株)／パナソニック産機システム(株)／日立グローバルライフソリューションズ(株)
空 気 調 和 機	木村工機(株)／クボタ空調(株)／ダイキン工業(株)／暖冷工業(株)／新晃工業(株)／昭和鉄工(株)／三菱重工冷熱(株)
フ ィ ル タ ー	(株)忍足研究所／東洋空気調和(株)／ニッタ(株)／日本バイリーン(株)／日本無機(株)／(株)日立産機システム／日本エアフィルター(株)
加 湿 装 置	ウェットマスター(株)／エアマテック(株)／ムンターズ(株)／ピーエス工業(株)／ユーキャン(株)／(株)立石
フ ァ ン コ イ ル ユ ニ ッ ト	木村工機(株)／暖冷工業(株)／新晃工業(株)／三菱電機(株)／ダイキン工業(株)／日本キャリア(株)／昭和鉄工(株)
全 熱 交 換 機	木村工機(株)／日本キャリア(株)／三菱電機(株)／パナソニックホールディングス(株)／日立グローバルライフソリューションズ(株)／ダイキン工業(株)／
送 風 機	荏原製作所(株)／テラル(株)／(株)日立産機システム／パナソニックホールディングス(株)／三菱電機(株)／ミツヤ送風機(株)
換 気 扇	パナソニックホールディングス(株)／三菱電機(株)／日本キャリア(株)／日立グローバルライフソリューションズ(株)
制 気 口	空調技研工業(株)／協同工業(株)／協立エアテック(株)／三菱電機(株)
ダ ン パ ー 類	協同工業(株)／クリフ(株)／空調技研工業(株)／(株)三功工業所／協立エアテック(株)／(株)ダイリツ／(株)ユニックス
風 量 調 整 装 置	クボタ空調(株)／東プレ(株)／新晃工業(株)／エアコンスター(株)／協立エアテック(株)／クリフ(株)／空調技研工業(株)
自 動 制 御 装 置	アズビル(株)／ジョンソンコントロールズ(株)
ポ ン プ 類	(株)荏原製作所／(株)日立産機システム／テラル(株)／(株)川本製作所／新明和工業(株)／(株)鶴見製作所
水 槽 類	積水アクアシステム(株)／三菱ケミカルインフラテック(株)／森松工業(株)／(株)ベルテクノ
衛 生 陶 器 ・ 器 具	T O T O (株)／(株)L I X I L
排 水 金 物 ・ 桝 蓋	伊藤鉄工(株)／ダイドレ(株)／カネソウ(株)／(株)小島製作所／第一機材(株)／(株)中部コーポレーション／福西鋳物(株)／西部機材(株)
プ ラ ス チ ッ ク 桝	前澤化成工業(株)／アロン化成(株)／(株)クボタケミックス／積水化学工業(株)
消 火 栓 箱 ・ 器 具	(株)立売堀製作所／(株)初田製作所
電 気 給 湯 器	T O T O (株)／(株)日本イトミック／細山熱器(株)／三菱電機(株)／(株)L I X I L
ガ ス 給 湯 器	(株)ノーリツ／(株)パロマ／リンナイ(株)／(株)コロナ／パーパス(株)
濾 過 装 置	ミウラ化学装置(株)／(株)アクアプロダクト／(株)ショウエイ／(株)アスカ／(株)アルバ

工事における「環境に配慮した公共工事の推進」に関する特記仕様書

本工事の実施にあたっては、下記の項目についての現場での環境配慮の取り組みを積極的に推進することを心がけること。

なお、貴社がISO14001を取得している場合は、認証内容を監督員に説明し相互理解に努めること。

- 1 地球温暖化防止、工事現場周辺住民への環境配慮に資するため、場内での車両のアイドリングストップ等に努めること。
- 2 場内で発生する一般廃棄物や産業廃棄物について、分別を徹底し、資源として再利用できる物は再利用し、廃棄すべき物は適切な処理を行うこと。
- 3 現場から搬出する建設副産物及び利用する資材については、建設副産物にかかる特記仕様書に従い、「再生資源利用（促進）実施書」にもれなく記載すること。
- 4 現場で利用する資機材等は、設計図書及び「横須賀市グリーン購入調達方針」（横須賀市のホームページ <https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0830/green/tyoutatu.html>）の品目を参考にすること。
- 5 工事箇所の現場状況を充分考慮し、自然環境の保全に努めること。
- 6 施工に際して、建設廃棄物の発生抑制を心がけること。
また、建設発生木材、建設汚泥についても発生抑制、再利用の方法を検討し、できるだけ廃棄物が生じない工夫を行うこと。

横須賀市グリーン購入調達方針に基づく特定調達品目

<公共工事>

資材	建設汚泥から再生した処理土	土工用水砕スラグ	銅スラグを用いたケーソン中詰め材
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	地盤改良用製鋼スラグ	高炉スラグ骨材
	フェロニッケルスラグ骨材	銅スラグ骨材	電気炉酸化スラグ骨材
	再生加熱アスファルト混合物	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	中温化アスファルト混合物
	鉄鋼スラグ混入路盤材	再生骨材等	間伐材
	高炉セメント	フライアッシュセメント	エコセメント
	透水性コンクリート	鉄鋼スラグブロック	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート
	下塗用塗料(重防食)	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	高日射反射率塗料
	高日射反射率防水	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)
	バーク堆肥	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	LED道路照明
	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	セラミックタイル	断熱サッシ・ドア
	製材	集成材	合板
	単板積層材	直交集成板	フローリング
	パーティクルボード	繊維版	木質系セメント板
	木材・プラスチック再生複合材製品	ビニル系床材	断熱材
	照明制御システム	変圧器	吸収冷温水機
	氷蓄熱式空調機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	送風機
	ポンプ	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	自動水栓
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	大便器	再生材料を使用した型枠
	合板型枠		
建設機械	排出ガス対策型建設機械	低騒音型建設機械	
工法	低品質土有効利用工法	建設汚泥再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法
	路上表層再生工法	路上再生路盤工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法
	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法		
目的物	排水性舗装	透水性舗装	屋上緑化

建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書

本特記仕様書は、建設副産物についての取扱い及び建設副産物実態調査に関する事項を定めるものであり、横須賀市が発注する建築工事及び建築設備工事に適用する。

I. 総 則

1 用語の定義

本特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 土木建築に関する工事をいう。
- (2) 建設副産物 建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- (3) 建設廃棄物 建設副産物のうち廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものをいう。
- (4) 建設資材 土木建築に関する工事に使用する資材をいう。
- (5) 建設資材廃棄物 建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったものをいう。
- (6) 建築物等 建築物その他の工作物をいう。
- (7) 解体工事 建築物にあつては、当該建築物のうち構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事をいい、建築物以外の工作物にあつては、当該工作物の全部又は一部を取り壊す工事をいう。
- (8) 新築工事等 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事をいう。
- (9) 分別解体等
 - ア 解体工事の場合は、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為をいう。
 - イ 新築工事等の場合は、当該工事に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為をいう。
- (10) 再資源化 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む）に該当するもので次に掲げる行為をいう。
 - ア 資材又は原材料として利用することができる状態にすること。
 - イ 燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にすること。
- (11) 対象建設工事 建設リサイクル法に規定する対象建設工事をいう。
- (12) 建設発生木材等 建設工事（工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴って副次的に得られた解体木くず、伐木材、伐根材その他の木材が廃棄物になったものをいう。
- (13) 建設リサイクル資材 「県土整備部公共工事グリーン調達基準」の別表第7に定める認定対象品目の資材をいう。
- (14) 再生資源利用促進計画（実施）書 資源有効利用促進法に規定する再生資源利用促進計画（実施状況）をいう。
- (15) 再生資源利用計画（実施）書 資源有効利用促進法に規定する再生資源利用計画（実施状況）をいう。

II. 建設副産物適正処理・再資源化に関する事項

工事の施工等にあたっては、まず建設副産物の発生抑制に努め、発生したものについては再使用、再生利用を徹底し、そして熱回収が可能なものは熱回収を行うことを基本として取り組むこととし、このための施工方法及び建設資材の選択等については積極的に提案すること。

1 施工前に取り組む事項

建設副産物の発生抑制、分別解体等、再資源化等の中心的役割を担う者として、建設業法、建設リサイクル法その他の法令を遵守するとともに、発注者との連絡調整、管理及び施工体制の整備等を行うこと。

《管理及び施工体制の整備》

- (1) 工事現場における建設副産物対策の責任者を明確にし、廃棄物処理計画の作成に努めること。
- (2) 請負代金の額が100万円以上(税込)の場合には、次の事項を行うこと。
 - ア 次項Ⅲ. に基づき建設副産物情報交換システムに工事情報を登録すること。
 - イ 建設副産物情報交換システムから出力する等をして、「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を作成し、施工計画書に添付するとともに、監督員に提出して説明すること。
 - ウ 上記イで作成した内容に変更が生じたときは、速やかに再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を変更し、その変更内容を監督員に速やかに報告する。
 - エ 再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書は、公衆の見えやすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。
- (3) 体積が500m³以上ある建設発生土を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合には、資源有効利用促進法に規定する「確認結果票」を作成し、上記イ、ウ及びエと同様に行うこと。
- (4) 対象建設工事においては、契約前に発注者に提出した「説明書」を施工計画書に添付すること。
- (5) 再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書及び廃棄物処理計画等の内容については、現場担当者の教育、協力業者に対する周知徹底と明確な指導を行うこと。

《下請契約》

- (6) 工事の一部を下請発注し、生じた建設廃棄物を処理委託する場合は個別に直接処理委託の契約をすること。
- (7) 分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に努めること。
- (8) 対象建設工事にあつては、発注者に提出した「説明書」の内容を下請負人に告げるとともに、分別解体等の計画等に沿った施工、特定建設資材廃棄物の再資源化について指導を徹底すること。
- (9) 対象建設工事の下請契約には、建設業法による事項の他、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を記載すること。
- (10) 解体工事を下請けさせる場合は、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る許可業者または、建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録業者に発注すること。
ただし、解体工事業登録業者は請け負うことができる工事の規模に制限があるので注意すること。

《事前調査等》

- (11) 対象建設工事においては、建設工事の着手に先立ち対象建築物等及びその周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況、残存物品の有無、付着物の有無等の調査を行うこと。
- (12) 調査結果に基づき、作業場所及び搬出経路の確保、残存物品の搬出や付着物の除去など適正な工事を実施するための措置を講ずること。

《再生品の利用》

- (13) 建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材については、利用用途に応じた品質等を考慮した上で、次の事例を参考とし、可能な限り利用すること。
- ア 道路等の舗装の路盤材、建築物の砂利・砂・割り石等の材料は、原則として、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づく県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場から再生砕石等を調達すること。ただし、再生砂（RC-10）の利用に当たっては、製造者側から試験結果報告書を入手し六価クロムに係る環境基準の適合確認をした上で、監督員に報告書を提出し、確認を受けることとする。
- なお、請け負った工事において再生砕石等を使用する場合は、上記要領に基づき、購入先その他の建設リサイクル資材の利用に関する内容（再生資源利用計画書）を記載した施工計画書に当該指定工場の材料試験成績書を添えて、監督員に提出すること。
- また、工事が完了したときは、上記要領に基づき、当該工事に使用した再生砕石等の使用数量を建設リサイクル資材利用報告書に再生骨材購入指定工場の納入証明を受け、監督員に提出すること。

2 施工に関する事項

分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法、労働安全衛生法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例等関係法令の遵守を徹底するとともに、アスベスト、CCA処理木材、フロン類、非飛散性アスベスト、PCB等の取扱いには十分注意し、有害物質等の発生抑制及び周辺環境への影響の防止を図ること。

《発生抑制》

- (1) 端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択等について、次の事例を参考にして、積極的な提案を行うこと。
- ア 解体時において再使用が容易に行える施工方法の採用
- イ 耐久性の高い建築物等の建築等
- ウ 使用済コンクリート型枠の再使用
- エ コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の現場内破砕による路盤材等への再生利用
- オ 建設汚泥の現場内での脱水、固化等による盛土材等への再生利用

《分別解体等》

- (2) 建設業者にあつては主任技術者（監理技術者）、解体工事業登録業者にあつては技術管理者を設置するとともに、工事の現場に標識を掲げること。
- (3) 建設副産物を、次の区分に留意して、種類ごとに分別しつつ工事を施工するよう努めること。
- ア 建設廃棄物と建設発生土
- イ 一般廃棄物（飲料の空缶や弁当がら、刈草等）と産業廃棄物（伐木材・伐根材等）
- ウ 特別管理産業廃棄物（飛散性アスベスト廃棄物等）と再資源化できる産業廃棄物
- エ 安定型産業廃棄物（がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、ゴムくず等）と管理型産業廃棄物（燃え殻、木くず、廃石膏ボード等）
- (4) 対象建設工事においては、分別解体等の計画等に定める、工事工程の順序、当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法により、現場において、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等をその種類ごとに確実に分別しつつ施工すること。

《再資源化等》

- (5) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等、建設発生土は、再生資源利用促進計画書に基づき、再資源化施設等に搬入するとともに、再生資源の活用に努めること。（再生資源利用促進計画書については、Ⅲ.を参照）
- (6) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は、原則として県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場へ搬入すること。
その際には、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づき、搬入先その他のコンクリート塊等の再資源化に関する内容（再生資源利用促進計画書）を記載した施工計画書を監督員に提出するなど、所定の手続きを取ることに。
- (7) 建設発生木材等は、原則として県土整備局の指定事業者の指定施設へ搬入すること。
その際には、「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」に基づき、搬入その他の建設発生木材等の再資源化に関する内容（再生資源利用促進計画書）を記載した施工計画書を監督員に提出するなど、所定の手続きを取ることに。
- (8) 体積が500m³以上ある土砂を搬入した場合には、速やかに資源有効利用促進法に規定する「受領書」を搬入元の元請業者等に交付すること。
- (9) その他の建設廃棄物（特定建設資材廃棄物以外の廃棄物、対象建設工事でない工事による建設廃棄物）についても、可能な限り分別解体等を実施し、再資源化等に努めること。

《適正処理》

- (10) 廃棄物を処理する場合には、元請業者は、排出事業者として自らの責任において、廃棄物処理法等関係法令に基づき、可能な限り現場で減量化した後に適正に処理すること。
- (11) 廃棄物の処理を委託する場合には次の事項に留意すること。
 - ア 運搬と処分についてそれぞれの許可業者と各々委託契約すること。また、吹き付けアスベスト除去工事等に伴い発生する飛散性アスベスト廃棄物等の特別管理産業廃棄物はその専門業者に委託すること。
 - イ 適正な委託契約を行わない状況で、受託者が不法投棄等を行った時には、委託基準違反として委託者にも責任が及ぶことになるため、適正な委託費用をもって適切な委託契約を行い、併せて契約内容を確実に履行するよう関係者を指導監督すること。
 - ウ 産業廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、最終処分（再生を含む。）が完了したことを確認すること。

3 施工の完了後に行う事項

- (1) 再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を作成した工事にあつては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）と照合した上で実施状況を記録し、建設副産物情報交換システムから出力する等をして、「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を作成し、監督員に提出するとともに、その内容を報告すること。
- (2) 再生資源利用促進計画（実施）書及び再生資源利用計画（実施）書及び確認結果票は、5年間保存すること。
- (3) 対象建設工事においては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）と照合して、特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したことを確認したときは、速やかに「再資源化等報告書」を発注者に提出するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存すること。
- (4) 次項Ⅲ.に基づき建設副産物情報交換システムに工事情報を登録した場合は、上記(3)の建設リサイクル法に基づく再生資源化等報告書は監督員に提出されたものとみなす。

上記(1)から(4)の書類は、完成検査時の確認事項とするので、契約工期内に提出等すること。

(参考)

- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）（令和7年6月1日改正）（建設リサイクル法）
- 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針（平成13年1月17日 農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号）
- 神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針（平成14年5月28日 神奈川県告示第366号）
- 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）（令和5年4月1日改正）（ラージリサイクル法）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（令和7年6月1日改正）（廃棄物処理法）
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（令和3年9月1日改正）（グリーン購入法）
- 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日改正）

Ⅲ. 建設副産物実態調査に関する事項

現場から発生する建設副産物についての発生量および再生資源利用量の実態把握について定める。

- 元請業者は、建設資材利用量の大小や有無及び建設副産物発生量・搬出量の大小や有無にかかわらず、当該年度に終了した最終請負額が100万円以上（税込）の工事（小規模工事等は除く）は、次項の建設副産物実態調査作業手順にもとづき調査データを提出するものとする。
ただし、複数年度にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。

本調査の対象品目は、表1の通りである。

表1 調査対象品目

対象	調査対象品目	備考
搬入する 建設資材	コンクリート	
	コンクリート及び鉄から成る建設資材	
	木材	
	アスファルト・コンクリート	
	土砂	
	砕石	
	塩化ビニル管・継手	
	石膏ボード	
	その他の建設資材	
搬出する 建設副産物	コンクリート塊	
	建設発生木材A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの）	建設発生木材等のうち、解体木くず、新築端材木くず等が該当する。
	アスファルト・コンクリート塊	
	その他がれき類	
	建設発生木材B（立木、除根材などが廃棄物となったもの）	建設発生木材等のうち、建設工事（工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴って副次的に得られる伐木材、伐根材が該当する。
	建設汚泥	
	混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	現場へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものとみなす。
	金属くず	
	廃塩化ビニル管・継手	
	廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く）	
	廃石膏ボード	
	紙くず	
	アスベスト（飛散性）	
	その他の分別された廃棄物	
第一種～第四種建設発生土及び浚渫土（建設汚泥を除く）		

2 建設副産物実態調査のコブリス・プラスの作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。

- (1) 一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページ
<http://www.fkplus.jacic.or.jp/> から建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）にログインする。
システムの操作方法については、「トップページ」内の「コブリス・プラスでできること（動画）」、「コブリス・プラスの使い方」ページ内の「民間企業の方へ」、「■工事の受注者の方へ」（1）及び「■受注者向け（動画）」を参照する。
- (2) 当初契約時点でのデータを入力する。データ入力の際、データチェック結果にて「確認が必要な事項」がある場合は、修正の要否を確認し、修正が完了したデータをコブリス・プラス上で監督員へ提出する。（監督員からコブリス・プラスで修正指示がある場合（提出状況欄が「問い合わせあり」の場合）は修正登録をする。）
- (3) 「再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書のダウンロード」から、当該様式（計画）を印刷し、監督員に提出する。
- (4) 工事完成時に実施書（最終データに修正）に書き換える。データチェック結果にて「確認が必要な事項」がある場合は、修正の要否を確認し、修正が完了したデータをコブリス・プラス上で監督員へ提出する。（監督員からコブリス・プラスで修正指示がある場合（提出状況欄が「問い合わせあり」の場合）は修正登録をする。）
- (5) 「再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書のダウンロード」から、当該様式（実施）を印刷し、監督員に提出する。
- (6) 工事検索画面から当該工事を検索し、「データ登録済み確認書」を印刷し、修正を要するエラーが出ていないことを確認の上、監督員に提出する。

3 データ入力上の留意点

- (1) 建設発生土の搬出がある場合は、「公共建設発生土処理に係る特記仕様書」を参照すること。
- (2) チェック結果及び「データ登録済み確認書」のチェック結果で確認が必要な事項に下記の項目がある場合は修正する。
 11. レンジオーバー
（発生箇所：工事概要）
請負金額の単位が「万円」であることを再確認し、桁間違いをしていないか確認のうえ、修正登録。
 20. 現場内不整合
（発生箇所：様式1土砂、様式2建設発生土）
「様式1の土砂（現場内利用量）」＝「様式2の建設発生土（現場内利用量）」となるように修正登録。
（発生箇所：様式1砕石、様式2コンクリート、アスファルト・コンクリート）
「様式1の砕石（現場内利用量）」＝「様式2のコンクリート、アスファルト・コンクリート（現場内利用量）」となるように単位換算をした数値で修正登録。
 24. リサイクル率対象外
（発生箇所：様式2コンクリート、様式2アスファルト・コンクリート）
原則として、搬出先は県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場（再資源化工場）となるため修正登録。
（発生箇所：様式2建設発生木材A）
原則として、搬出先は県土整備局の指定事業者の指定施設（再資源化施設）となるため修正登録。
（発生箇所：様式2建設発生土（第一種～第四種、浚渫土））
原則として、搬出先は県指定受入地となるため修正登録。

週休2日確保工事（発注者指定型）に関する特記仕様書

週休2日確保工事について

- 1 本工事は、「週休2日確保工事实施要領（建築工事・建築設備工事）」に基づき実施するものとする。
- 2 本工事は、「発注者指定型」で実施する。
- 3 実施要領や提出書類等は、下記のホームページを確認すること。
横須賀市ホームページ>総合案内>市政情報>契約・検査>各部局の工事積算情報
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/5510/koujitousekisann.html>

工事記録写真電子データ提出に関する特記仕様書

工事記録写真について、「建築・建築設備工事 一般共通事項 3.記録 3)工事記録写真」によるほか、詳細は下記による。

- (1) 工事記録写真はフルカラーとし、構成はA4縦3段とする。
また、原則として各ページにページ番号を記入し、PC上でも縦3段で確認できること。
- (2) 拡張子は原則として専用ソフトによるものとし、ビューワーおよび工事記録写真をPDFに出力したものを同封すること。
- (3) 有効画素数は100万画素以上とし、黒板の文字及び撮影対象が確認できること。
- (4) 記録媒体はCD-RまたはDVD-Rとする。
また、提出する際はウイルス対策ソフトを使用し、ウイルスチェックを実施すること。
 - ・ ウィルス対策ソフトは広く一般に普及し、信頼性の高いものを使用すること。
 - ・ 最新のウィルスも検出できるように、常に最新のデータに更新したものを使用すること。
- (5) 提出する記録媒体のラベル部には、工事件名、請負者名、工期およびウイルスチェックに関する情報(セキュリティソフト名、バージョン、ウイルス定義、チェック日)を記入すること(下図参照)。



図1 電子媒体表面の記載例

- (6) 工事検査時には、工事記録写真を閲覧できるパソコンなどを準備すること。
- (7) 上記の方法による提出および対応が困難な場合は監督員と協議を行うこと。

施工条件明示事項

1. 当該工事の施工条件明示事項は、下記表□内の黒塗り部分が対象となる。
ただし、明示されているものは特に必要なものであり、全てに対して明示されているものではない。
2. なお、請負者は下記明示事項やそれ以外に該当すると思われるもので、明示されていない場合には、その都度監督員と協議するものとする。

明示項目	明 示 事 項
<input checked="" type="checkbox"/> 工程関係	<input checked="" type="checkbox"/> 他の工事の開始又は完了の時期による影響 <input checked="" type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限(準備工期の設定等) <input type="checkbox"/> 関係機関等との協議の未成立 <input type="checkbox"/> 関係機関等との協議条件による影響 <input type="checkbox"/> 地下埋設物、埋蔵文化財等の事前調査及び移設期間 <input checked="" type="checkbox"/> 設計上、見込んでいる休日日数等以外の作業不能日数
<input type="checkbox"/> 用地関係	<input type="checkbox"/> 工事用地等の未処理部分 <input type="checkbox"/> 工事用仮設道路・資機材置き場用の民有地等の借地 <input type="checkbox"/> 発注者が借り上げた土地の使用 <input type="checkbox"/> 工事用地等の使用終了後における復旧内容
<input type="checkbox"/> 周辺環境関係 (公害、排水等)	<input type="checkbox"/> 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)対策 <input type="checkbox"/> 水替え・流入防止施設 <input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の処理対策 <input type="checkbox"/> 事業損失防止関係
<input checked="" type="checkbox"/> 安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定 <input type="checkbox"/> 近接工事での施工方法、作業時間等の制限 <input type="checkbox"/> 落石、土砂崩落等に対する防護施設 <input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導警備員、警戒船等の保安設備、保安要員の配置 <input type="checkbox"/> 有毒ガス及び酸素欠乏等の換気設備等対策
<input type="checkbox"/> 工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等の制限 <input type="checkbox"/> 搬入路の使用後及び使用後の処置 <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置 <input type="checkbox"/> 一般道路の占用
<input checked="" type="checkbox"/> 仮設備関係	<input checked="" type="checkbox"/> 仮設物(仮土留、足場等)の他の工事への転用若しくは兼用 <input checked="" type="checkbox"/> 仮設備の構造及び施工方法の指定 <input type="checkbox"/> 仮設備の設計条件の指定
<input type="checkbox"/> 建設副産物関係	<input type="checkbox"/> 残土の受け入れ及び仮置き場所までの距離、時間等の処分条件 <input type="checkbox"/> 建設副産物の現場内での再利用及び減量化 <input type="checkbox"/> 建設副産物及び建設廃棄物の処理
<input type="checkbox"/> 薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法の施工 <input type="checkbox"/> 周辺環境への調査
<input type="checkbox"/> 工事支障物件等	<input type="checkbox"/> 占用物件の有無及び占用物件等による工事支障物の存在 <input type="checkbox"/> 地上、地下等の占用物件工事との重複施工
<input checked="" type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 工事用資機材の保管及び仮置き <input type="checkbox"/> 工事現場発成品 <input type="checkbox"/> 支給材料及び貸与品 <input checked="" type="checkbox"/> 関係機関・自治体等との近接工事協議に係る条件等 <input type="checkbox"/> 架設工法の指定 <input type="checkbox"/> 工事用水、電力等の指定 <input type="checkbox"/> 新技術・新工法・特許工法の指定 <input type="checkbox"/> 部分使用 <input type="checkbox"/> 給水の必要 <input type="checkbox"/> 電子納品対象工事特記仕様書

施工条件明示の詳細

■ 工程関係

他の工事の開始又は完了の時期による影響

本工事は、下記工事と競合する。

- ・市立衣笠小学校屋上改修電気設備工事

本工事は、競合する工事の進行により工期に影響を受ける可能性がある。

施工時期、施工時間及び施工方法の制限(準備工期の設定等)

本工事における空調停止期間は令和7年11月1日以降とする。

また、仮設暖房の設置期間は令和7年12月1日から令和8年3月27日までとする。

設計上、見込んでいる休日日数等以外の作業不能日数

○猛暑による作業不能日数

当該工事は、過去5年間(令和2年～令和6年)(本市の休日を除く)の8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせ5年分を平均したものを日数換算した数を猛暑日数として、1日間の工期加算を行っている(環境省の関東地方_神奈川_三浦地点の値を使用)。施工期間の猛暑日数が標準工期で見込んでいる日数以上にあり、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合、受注者は、施工期間中の猛暑日数を発注者に提出することで、工期の延長変更を協議することができるものとする。

■ 安全対策関係

交通誘導警備員、警戒船等の保安設備、保安要員の配置

資材搬出入時等には、必要に応じ交通誘導警備員を配置し、施設利用者及び近隣住民等の安全を図る。

■ 仮設備関係

仮設物(仮土留、足場等)の他の工事への転用若しくは兼用

本工事の落札業者は、外部足場を 市立衣笠小学校屋上改修電気設備工事の落札業者に無償で使用をさせることとする。

仮設備の構造及び施工方法の指定

昇降用足場がないパラペット部分(全周)等には安全手すりを設置すること。

高さは、パラペットを含めて床から1000mm程度とすること。

■ その他

関係機関・自治体等との近接工事協議に係る条件等

競合工事があるため、本工事の請負者を労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づき同条第1項の規定する措置を講ずべきものとして指名する。

特記仕様書

共通仮設

工事場所及び資材置場を、うま、ロープ等で明確にし、安全表示板等により施設利用者等の安全をはかる。

動力用水光熱:工事に伴う水光熱は、施設の既存設備を利用できる。

ただし、電力についてはコンセント程度であり、用水、電力の使用に伴う配管、配線および撤去、復旧等については、請負人の負担とする。

直接仮設

外部足場は、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」2.2.1「足場等」により関係法令に従い設置すること。(900枠を原則とし、抜け止め機能付き型くさび緊結式足場(次世代足場)等の異なるものを採用しようとする場合は、監督員の承諾を得ること)

工事範囲以外に粉塵等が飛散しないよう、養生を施すこと。

施設利用者等の安全を確保するよう、災害防止処置を施すこと。

撤去・処分

発生材は、原則として場外処分とする。

解体・撤去により生じた周辺のクラック等は、原形に復旧する。

日曜日、祝日に大きな騒音、振動の発生する作業については、騒音規制法及び振動規制法の規定により行わないこと。

搬出・処分は関係法令に抵触しないよう留意すること。

発生材の処分は、原則として再生工場持込とする。ただし、再生処分が出来ない物に限り、関係法令に抵触しないよう処分すること。

解体等で大きな騒音の発生する作業については、施設管理者と協議し施工すること。

防水改修

防水工事の施工に先立ち下地調査を行い、報告書を提出すること。

報告書の記載内容は、次のとおりとする。

・下地補修について、項目ごとの数量の集計表および平面図等による補修位置図

フェンスは、下記メーカー同等品以上とする。

・朝日スチール工業(株):ARフェンス

なお、製品発注に先立ち施工図(製作図)を提出し、監督員の承諾を得ること。

※工事保証

責任保証

・本工事で施工した内容について、下記のとおり保証をすること。

・保証開始日は、本工事の契約工期末日とする。

・保証書は材料メーカー、施工者および請負者の連名とし、A4版で3部提出すること。

1. 屋上防水(シート防水およびウレタン塗膜防水)

保証期間:10年

保証内容:防水機能

単価及び共通費等に関する事項

1 単価等の採用根拠について

内訳書に掲載の単価等の採用根拠は、以下のとおりです。

A	建築工事標準市場単価表[建築・電気設備・機械設備]	非公開
	建築改修工事標準市場単価表[建築・電気設備・機械設備]	
	※上記単価表の単価は下記の歩掛等により作成 公共建築工事標準単価積算基準 公共建築工事積算基準等資料 公共建築工事積算研究会参考歩掛り 営繕積算システム等開発利用協議会参考資料 営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り	
B	土木工事資材等単価表（神奈川県）	
C	建設物価、積算資料の2誌平均値による複合単価	数量内訳書 見積単価等情報 にて公開
	建築施工単価・建築コスト情報との2誌平均値	
D	カタログ価格による複合単価	
	見積り及び見積りによる複合単価	
	市独自単価一覧表（土木工事編）	
	工事が少量、僅少等の場合において補正を行ったA、BまたはCの単価	

- (1) Aの単価については、公表されている歩掛と刊行物に掲載の単価との複合単価であり、(一財)経済調査会及び(一財)建設物価調査会に著作権があるため、非公開とします。
なお、Aの単価を作成する際に使用している刊行物の採用月は、原則として単価表の適用月前月です。
- (2) Bの単価については、神奈川県HP（土木工事資材等単価表について）に掲載しています。
神奈川県HP:<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p12744.html>
- (3) Cの単価については、一般に公表されている、または都市部建築計画課が独自に調査した材料価格以外の刊行物による単価であり、(一財)経済調査会及び(一財)建設物価調査会に著作権があるため非公開とします。
- (4) 単価の採用根拠についての内容に関する質疑等は、原則受け付けません。

2 単価世代及び共通費算定の根拠について

- (1) 建築工事標準市場単価表等は、令和7年7月1日単価を採用しています。
- (2) 建築工事主要資材単価表は、令和7年7月1日単価を採用しています。
- (3) 共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いる工期Tは、8.3か月とします。
- (4) 共通仮設費率及び現場管理費率の算定式は、改修を採用しています。
- (5) 改修工事における積算上の区分は、執務並行改修としています。
- ~~(6) 共通仮設費（積み上げ分含む）及び現場管理費は、敷地ごとに算定し合算しています。~~

3 その他

- (1) 工事価格は、原則として有効桁を上位4桁としています。ただし、一千万円未満の場合は、一万円単位としています。

市立衣笠小学校屋上改修工事
工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
建築工事	1	式		
機械設備工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
換価格充当品	1	式		
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

名	称	数	量	単	位	金	額	備	考
建築工事		1		式					
機械設備工事		1		式					
	計								

市立衣笠小学校屋上改修工事
建築工事 種目別内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
屋上改修	1	式		
計				

機械設備工事 種目別内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
機械設備	1	式		
計				

市立衣笠小学校屋上改修工事
建築工事 科目別内訳

5

屋上改修							
名	称	数	量	単	位	金 額	備 考
直接仮設		1			式		
防水改修		1			式		
基礎・フェンス改修		1			式		
発生材処理		1			式		
	計						

機械設備工事 科目別内訳

6

機械設備							
名	称	数	量	単	位	金 額	備 考
機械設備		1			式		
	計						

市立衣笠小学校屋上改修工事
建築工事 中科目別内訳

7

屋上改修					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設		1	式		
計					
防水改修	撤去	1	式		
防水改修	改修	1	式		
計					
基礎・フェンス改修	撤去	1	式		
基礎・フェンス改修	改修	1	式		
計					
発生材処理	運搬	1	式		
発生材処理	処分	1	式		
計					

機械設備工事 中科目別内訳

8

機械設備					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
機械設備	機器設備	1	式		
機械設備	撤去工事	1	式		
機械設備	発生材処理	1	式		
計					

屋上改修		直接仮設				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
墨出し		1	式			
養生		1	式			
整理清掃後片付け		1	式			
外部足場		1	式			
災害防止		1	式			
仮設材運搬		1	式			
計						

建築工事 細目別内訳

屋上改修		防水改修		撤去		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
銅製L型ブラケット撤去	160*100*50 集積共		か所			
改修用縦型ドリ撤去	100 集積共		か所			
縦型ドリ撤去	100 鋼製 集積共		か所			
縦どい撤去	VP管 集積共		m			
A-B棟EXP.Jカー撤去	アルミ製 W700 集積共		m			
B-C棟EXP.Jカー撤去	アルミ製 W700 集積共		m			
B-C棟EXP.Jカー撤去	アルミ製 W400 集積共		m			
既存防水層撤去	屋上防水層 シート防水層 押え金物等共 基礎下シート共 集積共		m ²			
シーリング撤去	ハンパ押しえ・水切金物部及び 高架水槽基礎・H鋼取合い部 集積共		m			
シーリング撤去	保護ウレタン目地部 集積共		m			
既存立上り一部 切り撤去	カット入れ 折り (4か所) W200程度*H300程度*D平均210 集積共 撤去部EIL外塗り t=20mm程度共	1	式			
計						

屋上改修		防水改修		改修		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
下地処理	外シ・清掃		m ²			
施工数量調査 (外壁改修)	打放し面・仕上塗材改修		m ²			
ひび割れ部補修	Uカット・シーリング材充填		m			
仮防水	下地調整兼用 ポリマーセメント系		m ²			
ウレタン系塗膜防水	X-2工法(平場) 環境対応型 フッ素仕上		m ²			
ウレタン系塗膜防水	X-2工法(立上り) 環境対応型 フッ素仕上		m ²			
合成高分子系 ルーフイングシート防水	S-F2 接着工法 塩化ビニル樹脂 表面塗装なし - シール材共		m ²			
ポリ製L型金物	70°45程度 シーリング共		m			
ポリ製平型押え金物	W30～40程度 シーリング共		m			
塩ビ被覆鋼板プレート	W50程度 シーリング共		m			
シーリング	一般部 変成シリコン系(MS-2) 10×10 高架水槽H鋼部		m			
シーリング	一般部 変成シリコン系(MS-2) 20×10 ウレタン系塗膜防水端部及びEXP. Jカール 壁取合い部		m			
シーリング	一般部 ポリウレタン系(PU-2) 20×10 保護コーティング目地部及び高架水槽基礎部		m			
改修用縦型ドレン	シート防水用 100用		か所			
改修用縦型ドレン	ウレタン系塗膜防水用 100用		か所			

建築工事 細目別内訳

屋上改修		防水改修		改修		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
ドレン撤去部材形成			か所			
脱気筒	シート防水用 ステンレス製		か所			
硬質ポリ塩化ビニル管とい(カラー)	径100		m			
EXP. Jカール取付	ポリ製 W680*L10390 耐火帯、端部役物カール共 遮炎性能 材工共		か所			
EXP. Jカール取付	ポリ製 W680*L11960 耐火帯、小口カール共 遮炎性能 材工共		か所			
EXP. Jカール取付	ポリ製 W440*L7600 耐火帯、小口カール、幅違い役物共 遮炎性能 材工共		か所			
計						

屋上改修		基礎・フェンス改修		撤去		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
コンクリート撤去	無筋 コンクリートレカ 集積共		m3			
アルミフェンス撤去	門扉共、集積共		m			
計						

建築工事 細目別内訳

屋上改修		基礎・フェンス改修		改修		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
接着系アカー	D10 下向き カール方式(回転・打撃型)		か所			
金属系差筋アカー	D10 下向き		か所			
溶接金網敷	径6.0 150×150 少量・僅少施工		m ²			
型枠	打放合板型枠B種 耐震改修用 地上軸部		m ²			
型枠運搬費	4t車 30km程度 往復		m ²			
型枠目地棒	水切目地 幅15×深さ10程度		m			
面木	W15程度		m			
打放し面補修	B種 コシ処理 部分目違いばらい		m ²			
レディミキストコンクリート (普通ポルトランドセメント)	横須賀地区 S=18 呼び強度21		m3			
コンクリート打設手間	普通コンクリート 基礎部 ポンプ圧送共(3回)	1	式			
床コンクリート直均し 仕上げ	金ごて 防水下地 少量・僅少施工		m ²			
メッシュフェンス新設	H1500 ヲースプレート付 下部EPパテ付(両端アカー共) 材工共		m			
メッシュフェンス 片開き門扉取付	H1500*W1000 ヲースプレート付 下部EPパテ付 材工共		組			
メッシュフェンス 端部壁取付	H1500*W1000程度 ヲースプレート付 下部EPパテ付 材工共		か所			
メッシュフェンス A-B棟EXP.J部袖処理部取付	H1050*W720*2 ヲースプレート付 袖部溶接 材工共		か所			

屋上改修		発生材処理		処分		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
発生材処分		1	式			
計						

機械設備工事 細目別内訳

機械設備		機械設備		機器設備		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
(空調設備)						
既設空調屋外機取外し・再取付	ACP-1, 2 P112形 取外し、再取付、 ポンプダウン、小運搬		台			
既設空調屋外機取外し・再取付	ACP-3, 5, 6 P140形 取外し、再取付、 ポンプダウン、小運搬		台			
既設空調屋外機取外し・再取付	ACP-4 P160形 取外し、再取付、 ポンプダウン、小運搬		台			
冷媒用 断熱材被覆銅管 改修	9.52外径(3/8B) 液管 厚10mm以上		m			
冷媒用 断熱材被覆銅管 改修	15.88外径(5/8B) 液管 厚10mm以上		m			
600V用 耐火性PVC ケーブル平形 EM-EEF	2.0mm- 3C 管内		m			
冷媒管架台	120程度 接地面コンクリート共		個			
冷媒管外装		1	式			
既設管切断接続		1	式			
既設空調機試運転調整		1	式			
石油ストーブ賃料		1	式			
(衛生設備)						
配管保温・塗装		1	式			
配管架台		1	式			

機械設備		機械設備		発生材処理		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
発生材運搬		1	式			
発生材処分		1	式			
計						

数量内訳書 見積単価等情報

都市部 建築計画課

- ※ この数量内訳書の数量は参考です、入札者は独自に積算し入札すること。
掲載された単価は本市が設計価格算出の為に採用したもので、入札者の下請負 金額
等を保証するものではありません。
また、金額に関する質疑等は原則、受け付けません。

市立衣笠小学校屋上改修工事
工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
建築工事	1	式		
機械設備工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
換価格充当品	1	式		
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
建築工事	1	式		
機械設備工事	1	式		
計				

市立衣笠小学校屋上改修工事
建築工事 種目別内訳

3

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
屋上改修	1	式		
計				

機械設備工事 種目別内訳

4

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
機械設備	1	式		
計				

市立衣笠小学校屋上改修工事
建築工事 中科目別内訳

7

屋上改修					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設		1	式		
計					
防水改修	撤去	1	式		
防水改修	改修	1	式		
計					
基礎・フェンス改修	撤去	1	式		
基礎・フェンス改修	改修	1	式		
計					
発生材処理	運搬	1	式		
発生材処理	処分	1	式		
計					

機械設備工事 中科目別内訳

8

機械設備					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
機械設備	機器設備	1	式		
機械設備	撤去工事	1	式		
機械設備	発生材処理	1	式		
計					

屋上改修		直接仮設				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
墨出し		1	式			別紙 00-0001
養生		1	式			別紙 00-0002
整理清掃後片付け		1	式			別紙 00-0003
外部足場		1	式			別紙 00-0004
災害防止		1	式			別紙 00-0005
仮設材運搬		1	式			別紙 00-0006
計						

建築工事 細目別内訳

屋上改修		防水改修			撤去	
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
銅製L型ブラケット撤去	160*100*50 集積共	3	か所			
改修用縦型ドリ撤去	100 集積共	23	か所			
縦型ドリ撤去	100 鋼製 集積共	1	か所			
縦どい撤去	VP管 集積共	1	m			
A-B棟EXP.Jカハ撤去	アルミ製 W700 集積共	10.4	m			
B-C棟EXP.Jカハ撤去	アルミ製 W700 集積共	12	m			
B-C棟EXP.Jカハ撤去	アルミ製 W400 集積共	7.6	m			
既存防水層撤去	屋上防水層 シート防水層 押え金物等共 基礎下シート共 集積共	1,961	m ²			
シーリング撤去	ハンパ押し・水切金物部及び 高架水槽基礎・H鋼取合い部 集積共	67.8	m			
シーリング撤去	保護シート目地部 集積共	944	m			
既存立上り一部 切り撤去	カット入れ 折り (4か所) W200程度*H300程度*D平均210 集積共 撤去部E1/外塗り t=20mm程度共	1	式			
計						

屋上改修		防水改修		改修		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
下地処理	外シ・清掃	2,025	m ²			
施工数量調査 (外壁改修)	打放し面・仕上塗材改修	2,025	m ²			
ひび割れ部補修	Uカット・シーリング材充填	50	m			
仮防水	下地調整兼用 ポリマーセメント系	2,019	m ²			
ウレタン系塗膜防水	X-2工法(平場) 環境対応型 フッ素仕上	203	m ²			
ウレタン系塗膜防水	X-2工法(立上り) 環境対応型 フッ素仕上	90.6	m ²			
合成高分子系 ルーフイングシート防水	S-F2 接着工法 塩化ビニル樹脂 表面塗装なし - シール材共	1,867	m ²			
ポリエチレン型金物	70*45程度 シーリング共	295	m			
ポリエチレン型押え金物	W30~40程度 シーリング共	336	m			
塩ビ被覆鋼板プレート	W50程度 シーリング共	48.2	m			
シーリング	一般部 変成シリコン系(MS-2) 10×10 高架水槽H鋼部	11.8	m			
シーリング	一般部 変成シリコン系(MS-2) 20×10 ウレタン塗膜防水端部及びEXP.Jカー 壁取合い部	48.2	m			
シーリング	一般部 ポリウレタン系(PU-2) 20×10 保護コンクリート目地部及び高架水槽基礎 部	968	m			
改修用縦型ドレン	シート防水用 100用	22	か所			
改修用縦型ドレン	ウレタン系塗膜防水用 100用	2	か所			

建築工事 細目別内訳

屋上改修		防水改修		改修		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
ドレン撤去部モルタル成形		1	か所			
脱気筒	シート防水用 ステンレス製	21	か所			
硬質ポリ塩化ビニル管とい(カラー)	径100	1	m			
EXP.Jカー-取付	ポリエチレン製 W680*L10390 耐火帯、端部役物カー共 遮炎性能 材工共	1	か所			
EXP.Jカー-取付	ポリエチレン製 W680*L11960 耐火帯、小口カ共 遮炎性能 材工共	1	か所			
EXP.Jカー-取付	ポリエチレン製 W440*L7600 耐火帯、小口カ、幅違い役物共 遮炎性能 材工共	1	か所			
計						

屋上改修		基礎・フェンス改修		撤去		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
コンクリート撤去	無筋 コンクリートブレイカ 集積共	10.3	m ³			
アルミフェンス撤去	門扉共、集積共	206	m			
計						

建築工事 細目別内訳

屋上改修		基礎・フェンス改修		改修		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
接着系アカー	D10 下向き カール方式(回転・打撃型)	544	か所			
金属系差筋アカー	D10 下向き	232	か所			
溶接金網敷	径6.0 150×150 少量・僅少施工	53.3	m ²			
型枠	打放合板型枠B種 耐震改修用 地上軸部	117	m ²			
型枠運搬費	4 t 車 30km程度 往復	117	m ²			
型枠目地棒	水切目地 幅15 × 深さ10程度	314	m			
面木	W15程度	791	m			
打放し面補修	B 種 コシ処理 部分目違いばらい	117	m ²			
レディミキストコンクリート (普通ポルトランドセメント)	横須賀地区 S=18 呼び強度21	14.5	m ³			
コンクリート打設手間	普通コンクリート 基礎部 ポンプ圧送共(3回)	1	式			
床コンクリート直均し 仕上げ	金ごて 防水下地 少量・僅少施工	53.3	m ²			
メッシュフェンス新設	H1500 ヘルスプレート付 下部EPド付(両端アカー共) 材工共	237	m			
メッシュフェンス 片開き門扉取付	H1500*W1000 ヘルスプレート付 下部EPド付 材工共	6	組			
メッシュフェンス 端部壁取付	H1500*W1000程度 ヘルスプレート付 下部EPド付 材工共	5	か所			
メッシュフェンス A-B棟EXP.J部袖処理部取付	H1050*W720*2 ヘルスプレート付 袖部溶接 材工共	2	か所			

市立衣笠小学校屋上改修工事
 建築工事 細目別内訳

15

屋上改修		基礎・フェンス改修		改修		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
メッシュフェンス B-C棟EXP.J袖処理 部取付	H1270*W720*2 ヴ-スラット付 袖部溶接 材工共	1	か所			
既存フェンス撤去部壁 補修	赤リチタンシーリング 塗装タッチアップ	6	か所			
計						

建築工事 細目別内訳

16

屋上改修		発生材処理		運搬		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
発生材積込み		1	式			別紙 00-0007
発生材運搬		1	式			別紙 00-0008
計						

屋上改修		直接仮設				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
墨出し		1	式			別紙 00-0001
墨出し (屋上防水改修)		282	m ²			
計						
養生		1	式			別紙 00-0002
養生 (屋上防水改修)	露出防水・簡易防水(塗膜・シート)	1,771	m ²			
養生(内部改修)	搬出入路部分	21.6	m ²			
計						
整理清掃後片付け		1	式			別紙 00-0003
整理清掃後片付け (屋上防水改修)	露出防水・簡易防水(塗膜・シート)	1,771	m ²			
整理清掃後片付け (内部改修)	搬出入路部分	21.6	m ²			
計						

建築工事 別紙明細

屋上改修		直接仮設				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
外部足場		1	式			別紙 00-0004
枠組本足場 (手すり先行方式)	建枠 900×1700 布枠500+240 供用105日賃料 修理費含む 12m未満 - -	49.4	m ²			
枠組本足場 (手すり先行方式)	建枠 900×1700 布枠500+240 供用195日賃料 修理費含む 22m未満 - -	131	m ²			
安全手すり (手すり先行方式)	枠組本足場用 供用105日賃料 修理費含む -	16.2	m			
安全手すり (手すり先行方式)	枠組本足場用 供用195日賃料 修理費含む	10.8	m			
跳出しアライメント足場	跳出し650mm程度 材工共 設置日数195日 運搬共	5.4	m			
計						

屋上改修		直接仮設				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
災害防止		1	式			別紙 00-0005
金網式養生枠	供用185日賃料 修理費含む -	24.5	m ²			
メッシュ張り	防災性能 JIS A 8952 類 供用95日賃料 修理費含む -	65.9	m ²			
メッシュ張り	防災性能 JIS A 8952 類 供用185日賃料 修理費含む -	150	m ²			
小幡ネット張り (層間塞ぎ)	防災ホリステル 供用95日賃料 修理費含む -	16.2	m			
小幡ネット張り (層間塞ぎ)	防災ホリステル 供用185日賃料 修理費含む -	32.4	m			
ガードポスト	存置6カ月 運搬取付共	319	m			
計						

建築工事 別紙明細

屋上改修		直接仮設				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
仮設材運搬		1	式			別紙 00-0006
仮設材運搬 (枠組本足場 (手すり先行方式))	建枠幅900(二枚布)	180	m ²			
仮設材運搬 (安全てすり)	枠組本足場用(手すり先行方式)	27	m			
仮設材運搬 (金網式養生枠)		24.5	m ²			
仮設材運搬 (シートネット類)		216	m ²			
仮設材運搬 (小幡ネット)		48.6	m			
計						

屋上改修		発生材処理		運搬		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
発生材積込み		1	式			別紙 00-0007
発生材積込み コンクリート塊（無筋）	コンクリート類 人力	10.3	m3			
発生材積込み 安定型混合廃棄物	ボ-ド・木材類 人力	4.3	m3			
発生材積込み 換価格充当品	ボ-ド・木材類 人力	6.6	m3			
計						
発生材運搬		1	式			別紙 00-0008
撤去材運搬 コンクリート塊（無筋）	ダンプトラック 2t積級 人力積込 無筋コンクリート類 DID区間有り 6.0km以下	10.3	m3			
撤去材運搬 安定型混合廃棄物	ダンプトラック 2t積級 人力積込 石ころボ-ド類 DID区間有り 6.0km以下	4.3	m3			
撤去材運搬 換価格充当品	ダンプトラック 2t積級 人力積込 木材類 DID区間有り 4.5km以下	6.6	m3			
計						

建築工事 別紙明細

屋上改修		発生材処理		処分		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
発生材処分		1	式			別紙 00-0009
コンクリート塊	30cm以下 無筋	23.7	t			
安定型混合廃棄物		4.3	m3			
計						

機械設備		機械設備			機器設備		備 考
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額		
冷媒管外装		1	式			別紙 00-0012	
SUSラッキング	No.4	95	m				
SUSラッキング	No.9	9	m				
SUSラッキング	No.14	2	m				
計							
既設管切断接続		1	式			別紙 00-0013	
配管切断 (鋼管類) ・手間のみ	配管切断 9.5 保温有	29	か所				
配管切断 (鋼管類) ・手間のみ	配管切断 15.9 保温有	29	か所				
計							
既設空調機試運転 調整		1	式			別紙 00-0014	
既設空調機試運転 調整	ファンユニット調整代用	29	台				
計							

機械設備工事 別紙明細

機械設備		機械設備			機器設備		備 考
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額		
石油ストーブ賃料		1	式			別紙 00-0015	
石油ストーブ	最大暖房出力18.7kW以上 120日 防護柵,手動石油ストーブ,備品 回送費共	29	台				
計							
配管保温・塗装		1	式			別紙 00-0016	
定水位弁保温	50A	2	か所				
給水管 保温	ホリドリ 屋外露出,浴室 ステンレス鋼板 20A	6	m				
配管用 炭素鋼鋼管(白管) 塗装	露 出 50A	41	m				
配管用 炭素鋼鋼管(白管) 塗装	露 出 80A	25	m				
文字標識等	衛生 1,000m ²	1	式				
計							

機械設備		機械設備			機器設備	
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
配管架台		1	式			別紙 00-0017
門型配管架台	W300×H300程度	10	組			
門型配管架台	W500×H300程度	7	組			
計						

機械設備		機械設備			撤去工事	
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
撤去工事		1	式			別紙 00-0018
スライドレール基礎撤去	L=900	29	組			
断熱材被覆銅管撤去	9.5	120	m			
断熱材被覆銅管撤去	15.9	120	m			
SUSラッキング 撤去	No.4	95	m			
SUSラッキング 撤去	No.9	9	m			
SUSラッキング 撤去	No.14	2	m			
冷媒管架台撤去	150程度	67	個			
配管保温撤去	ホリ+SUSラッキング 20A	6	m			
配管保温撤去	ホリ+SUSラッキング 50A	41	m			
配管保温撤去	ホリ+SUSラッキング 80A	25	m			
弁類保温撤去	ホリ+SUSラッキング GV等 80A	4	個			
定水位弁保温撤去	50A	2	個			
門型配管架台撤去		17	組			
計						

機械設備		機械設備		発生材処理		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
発生材運搬		1	式			別紙 00-0019
2トンダンプ車	片道距離概ね25km	3	回			
計						
発生材処分		1	式			別紙 00-0020
金属くず		242	kg			
保温材		0.9	m3			
コンクリートがら		2,580	kg			
計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
共通仮設費(積上)						別紙 00-0010
計		1	式			

換価格充当品 明細

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
換価格充当品						別紙 00-0011
計		1	式			

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
共通仮設費(積上)		1	式			別紙 00-0010
仮設鉄板敷	供用195日賃料 敷鉄板 1524×6096×22mm 12ヵ月以下	353	m ²			
ガードフェンス	H=1.8m 柱脚固定具共 供用195日賃料 修理費含む	86.9	m			
キャスターゲート	W3000*H1800 存置9ヵ月 運搬取付共	1	か所			
ラフレンカレン運転 (油圧伸縮ジブ型)	16t吊り ハレタ付き 賃料 標準	20	日			
交通誘導警備員	B(法定福利費含む)	27	人			
計						

換価格充当品 別紙明細

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
換価格充当品		1	式			別紙 00-0011
アミ	込みガラ	5,194	kg			
計						

仕分け 1 内訳

公開						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
建築工事	屋上改修 直接仮設					
外部足場		1	式			別紙 00-0004
跳出しアラケット足場	跳出し650mm程度 材工共 設置日数195日 運搬共	5.4	m	3,900	21,060	
建築工事	屋上改修 防水改修 撤去					
鋼製L型アラケット撤去	160*100*50 集積共	3	か所	17,500	52,500	
改修用縦型ドレン撤去	φ100 集積共	23	か所	3,500	80,500	
縦型ドレン撤去	φ100 鋼製 集積共	1	か所	3,500	3,500	
A-B棟EXP. Jカバ撤去	アルミ製 W700 集積共	10.4	m	4,000	41,600	
B-C棟EXP. Jカバ撤去	アルミ製 W700 集積共	12	m	4,000	48,000	
B-C棟EXP. Jカバ撤去	アルミ製 W400 集積共	7.6	m	4,000	30,400	
既存立上り一部研り撤去	カッター入れ 研り (4か所) W200程度*H300程度*D平均210 集積共 撤去部モルタル塗り t=20mm程度共	1	式		25,000	
建築工事	屋上改修 防水改修 改修					
ひび割れ部補修	Uカットシーリング材充填	50	m	3,470	173,500	
仮防水	下地調整兼用 ポリマーセメント系	2,019	m ²	1,420	2,866,980	

仕分け 1 内訳

公開						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
ウレタン系塗膜防水	X-2工法 (平場) 環境対応型 フッ素仕上	203	m ²	15,100	3,065,300	
ウレタン系塗膜防水	X-2工法 (立上り) 環境対応型 フッ素仕上	90.6	m ²	17,700	1,603,620	
アルミ製L型金物	70*45程度 シーリング共	295	m	3,550	1,047,250	
アルミ製平型押え金物	W30~40程度 シーリング共	336	m	4,550	1,528,800	
塩ビ被覆鋼板プレート	W50程度 シーリング共	48.2	m	4,500	216,900	
改修用縦型ドレン	シート防水用 φ100用	22	か所	21,900	481,800	
改修用縦型ドレン	ウレタン系塗膜防水用 φ100用	2	か所	30,100	60,200	
ドレン撤去部モルタル成形		1	か所	20,100	20,100	
脱気筒	シート防水用 ステンレス製	21	か所	17,700	371,700	
EXP. Jカバ取付	アルミ製 W680*L10390 耐火帯、端部役物カバ共 遮炎性能 材工共	1	か所	1,210,000	1,210,000	
EXP. Jカバ取付	アルミ製 W680*L11960 耐火帯、小口フタ共 遮炎性能 材工共	1	か所	1,310,000	1,310,000	
EXP. Jカバ取付	アルミ製 W440*L7600 耐火帯、小口フタ、幅違い役物共 遮炎性能 材工共	1	か所	668,000	668,000	
建築工事	屋上改修 基礎・フェンス改修 撤去					
アルミフェンス撤去	門扉共、集積共	206	m	3,000	618,000	
建築工事	屋上改修 基礎・フェンス改修 改修					

仕分け1 内訳

公開						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
溶接金網敷	径φ.0 150×150 少量・僅少施工	53.3	m ²	2,210	117,793	
床コンクリート直均し 仕上げ	金ごて 防水下地 少量・僅少施工	53.3	m ²	970	51,701	
メッシュフェンス新設	H1500 ヘースプレート付 下部エプロン付 (両端アンカー共) 材工共	237	m	55,400	13,129,800	
メッシュフェンス 片開き扉取付	H1500*W1000 ヘースプレート付 下部エプロン付 材工共	6	組	196,000	1,176,000	
メッシュフェンス 端部壁取付	H1500*W1000程度 ヘースプレート付 下部エプロン付 材工共	5	か所	36,100	180,500	
メッシュフェンス A-B棟EXP. J部袖処理部取付	H1050*W720*2 ヘースプレート付 袖部溶接 材工共	2	か所	343,000	686,000	
メッシュフェンス B-C棟EXP. J部袖処理部取付	H1270*W720*2 ヘースプレート付 袖部溶接 材工共	1	か所	339,000	339,000	
既存フェンス撤去部壁 補修	ポリウレタンシーリング 塗装タッチアップ	6	か所	7,800	46,800	
機械設備工事	機械設備 機械設備 機器設備					
既設空調屋外機取 外し・再取付	ACP-1, 2 P112形 取外し・再取付、 ポンプダウン、小運搬	24	台	69,600	1,670,400	
既設空調屋外機取 外し・再取付	ACP-3, 5, 6 P140形 取外し・再取付、 ポンプダウン、小運搬	4	台	84,700	338,800	
既設空調屋外機取 外し・再取付	ACP-4 P160形 取外し・再取付、 ポンプダウン、小運搬	1	台	87,800	87,800	
冷媒管架台	□120程度 接地面コートシート共	67	個	6,960	466,320	
冷媒管外装		1	式			別紙 00-0012
SUSラッキング	No. 4	95	m	7,670	728,650	

仕分け1 内訳

公開						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
SUSラッキング	No. 9	9	m	10,300	92,700	
SUSラッキング	No. 14	2	m	11,800	23,600	
石油ストーブ賃料		1	式			別紙 00-0015
石油ストーブ	最大暖房出力18.7kW以上 120日 防護柵、手動石油ポンプ、備品 回送費共	29	台	53,800	1,560,200	
配管保温・塗装		1	式			別紙 00-0016
定水位弁保温	50A	2	か所	40,100	80,200	
配管架台		1	式			別紙 00-0017
門型配管架台	W300×H300程度	10	組	20,900	209,000	
門型配管架台	W500×H300程度	7	組	25,500	178,500	
機械設備工事	機械設備 機械設備 撤去工事					
撤去工事		1	式			別紙 00-0018
スライドレベル基礎撤去	L=900	29	組	2,430	70,470	
配管保温撤去	ポリ+SUSラッキング 20A	6	m	1,660	9,960	
門型配管架台撤去		17	組	2,490	42,330	
計					36,831,234	